



FUTURE PROSPECT CO.,LTD.

466/31 G.P.House Sathorn Building, Room 5E Soi Suanplu, Thungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120.
Tel 02-287-2028 E-mail info@fp-2560.com URL <http://www.fp-2560.com/> Tax ID 0105560007918

タイの会計・税務処理



タイ王国は中国、インド、ASEANのほぼ中央に位置し、地理的優位性に加え比較的安定した政治経済、充実したインフラ、積極的な外資誘致政策などにより日系企業の進出が相次いでおります。しかし、一方では、人件費の高騰や中国・韓国企業との競争激化により利益率の減少が大きな問題となっております。またタイ語での決算書の提出が求められますが、決算や税務申告ができて英語でコミュニケーションがとれるような人材の給与は高騰しており、この状況はしばらく続くと考えます。間接部門のコストを以下に軽減し、適切な損益を把握するかは重要な戦略となります。

タイの会計処理で経営者が把握しておく法人税

税率は、一部の上場企業および中小企業等を除き、通常 30%です。

以下のような一部の上場企業や中小企業などには軽減措置がございます。

- ・タイ証券取引所 (SET) 上場企業で 2001 年 9 月 6 日以降 5 会計年度上場していた会社は 25% (ただし 300,000,000 バーツまでの所得部分に限る)
- ・タイ証券取引所(SET)に新規上場の企業は 25%
- ・第 2 部証券市場(MAI)に新規上場した企業は 20% (上場後 3 会計期間)
- ・銀行が国際銀行市場から得た事業収益に対しては純利益に対して 10%
- ・国際輸送事業に従事する外国企業は、運賃・料金等の受取総額に対し 3%
- ・収益事業を営む財団あるいは社団は構成員からの受取総額に対し 2%または 10%
- ・タイで事業を行っていない外国企業が受取る配当金に対して 10%
- ・地域統括事務所 (Regional Operating Headquarters) は事業に係る所得に対し 10%
- ・タイで事業を行っていない外国企業が受取る配当金以外の収入に対して 15%
- ・タイから事業を撤退する会社の資産売却収益に対して 10%
- ・払込済資本金 5,000,000 バーツ以下の中小企業に対する軽減措置で、150,000 バーツから 1,000,000 バーツの所得に対し 15% (1,000,000 バーツ超から 3,000,000 バーツ以下の所得に対し 25%)

タイにおける会計処理の重要性



タイ王国において日本人が経営する会社の会計処理は日本国以上に重要な意味を持っています。外国人が所属している会社が会計処理を適正に行われないと以下の問題が発生します。

1. 日本人のビザの延長が受けられない
2. 処理が適切でないと罰金が科せられる
3. たびたび罰金が科せられる企業は税務署からの監査が入る

上記 1 番について、日本人のビザ延長には以下のハードルをクリアする必要があります。

1. 日本人の給料が 50,000 バーツ以上に設定されていて、相当の給与所得税を毎月納めていること
2. 日本人従業員 1 名あたり 4 名のタイ人従業員が所属し社会保険に加入していること
3. 上記のタイ人従業員が正社員であり、タイ中央賃金委員会が定める最低賃金月給以上の給料を申告していること（2016 年時点 9,000 バーツ以上）
4. 累積赤字による債務超過で会社資産残高が 1,000,000 バーツ以下になっていないこと
5. 日本人の年取分以上の売上が上がっていること

タイの一般的な経理にかかわる条件をクリアしても、入国管理局や労働局の設定した条件を満たさず会計処理をしなければ全く意味がありません。

たとえば 100 人の従業員がいて毎月給料を払っていても、毎月 7 日までに行う従業員給与申告をないと入国管理局はタイ人を雇用していないと認識します。

従業員給与申告をきっちり行っても入国管理局は給料が最低賃金月給に満たないスタッフは従業員としてカウントされません。

以上のことから日本人が安心してタイでビジネスを行うには、外国人の所属する会社の経理を理解した会計サポートの出来る会社による会計処理が欠かせません。

月次契約の詳細（事務代行業務の場合）



VAT（付加価値税）の申告

タイでは日本人の所属する会社又は年間 1,800,000 バーツ以上の売上のある会社は、VAT 事業者登録を行う義務があります。日本の消費税にあたる VAT（付加価値税）売上請求金額に 7%をのせして、お客様からいただく必要があります。

お客様から預かった VAT と会社の経費に含まれる VAT を清算（相殺）し、その申告とお客様から預かった VAT の納付を毎月 15 日までにを行う必要があります。

弊社では毎月月末に売上および経費の領収書をお預かりし、VAT 申告書の作成及び申告をお客様に代わって行います。

給与所得税申告業務

給与明細にサインがあり振込証明を提出しても、税務署に給与申告をしなければ経費として認められません。当社では御社の従業員の給与申告書作成・申告代行いたします。

社会保険料の支払い

会社は従業員を社会保険に加入させる義務があります。毎月 29 日までに前月分の社会保険料を申告・納付する必要があります。

また新しい従業員や退職する従業員の加入・脱退申請も弊社で代行可能です。

個人源泉税・法人源泉税の申告

利用者が提供者に払う報酬を一部源泉徴収し、会社が税務署に納める義務があります。

タイは日本と比べて源泉税の範囲が広く、賃貸料 5%・サービス料 3%・広告宣伝料 2%などさまざまな項目があるため注意が必要です。

例：新聞に広告を出しました。広告料は 10,000 バーツで請求書には VAT7%込で 10,700 バーツとなっています。

広告費の支払については 2%を源泉徴収（差し引いて支払）しないといけないので、10,000 バーツの 2%にあたる 200 バーツを差し引いて、実際に新聞社への支払は 10,500 バーツとなります。

源泉徴収した 200 バーツは税務署に申告・納付いたします。当社が申告業務を代行します。

法人税の決算申告

1. 決算書・申告書の作成
2. タイ国公認会計士による監査コーディネート
3. 税務署および商務省への決算書・申告書の提出

※タイでは決算日より 150 日以内に申告と法人税の納付義務があります。

弊社では決算日より約 120 日以内完了を目安に決算処理を進めています。

法人税の中間決算申告（設立 2 年目以降）

1. 中間決算申告書の作成および提出
2. 下半期業績予想の作成
3. 中間納税額の算定

※中間決算期日より 60 日以内に申告と法人税の納付義務があります。

※お客様への対応

弊社の月次契約は、窓口となるタイ人事務または会計スタッフの方がいらっしゃる事が前提となります。弊社または御社にて、窓口となるタイ人スタッフの方に毎月の処理の流れや、御社でしていただくべき内容を初回説明いたします。その後は電話やメール、にてやりとりさせていただきます。

設立後間もなく、タイ人スタッフがいらっしゃらない場合は、まずはご相談ください。

1. 毎月2日までに前月の売上・経費の領収書など会計資料一式を当社スタッフまで、お届けください。
2. 会計資料一式受領後、弊社にて税務署及び社会保険事務所に提出すべき申告書を作成いたします。御社にメール等で申告内容・納付金額をお知らせいたしますので、納付期限内（給与所得税は7日・VATは15日・社会保険料は15日）までにお支払いをお願いいたします。
※但しインターネット申告でない場合は、弊社発行の請求書期限日によります。
3. 翌月月初に前月分の申告書コピー・税金納付書コピーを御社にお届けいたします。

まずは、お問い合わせホームもしくはお電話にて、ご相談ください。詳細をお聞きした上で、お見積もりさせていただきます。